

高松市伝統的ものづくり振興事業補助金制度とは・・・

伝統的ものづくり事業者や関係団体等が、本市の伝統的ものづくりの技術や素材を活用して実施する伝統的ものづくり振興事業に、必要な経費の一部を予算の範囲内で補助する制度です。申請のあった事業のプレゼンテーションを行い、コンペ方式での審査を実施し、優れた事業を採択します。(必ずしも、全ての事業を採択するものではありません。)

**補助対象者**

- (1) 伝統的ものづくりに関する事業を行う者で、市内に事業所を有するもの。
- (2) (1)の事業者が構成員に含まれている団体で、市内に事業所等を有するものが過半数となる団体。
- (3) 伝統的ものづくり関係団体(商工会議所、商工会、事業協同組合その他の事業者の支援に関する事業を行う団体。)

伝統的ものづくりに関する事業を行う者  
 「香川県伝統的工芸品指定製造者」「香川県伝統工芸士」等のものづくりをする事業所(法人等)、事業者(個人)。デザイナー、コーディネーター、販売者等は除く。

**交付申請**

- (1) 募集期間  
 平成28年6月10日(金)から7月8日(金)まで
- (2) 提出方法  
 高松市産業振興課へ郵送又は持参してください。  
 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。郵送の場合は、募集期間の最終日の消印を有効とします。

**スケジュール**

- ・平成28年7月8日 募集締め切り
- ・平成28年7月下旬 プレゼンテーション、審査会、採択事業決定
- ・平成28年8月上旬 交付決定
- ・平成29年3月31日までに事業完了、実績報告書提出

**注意事項**

- ・高松市において審査の上、採択事業と補助金額を決定し、文書により申請者に通知します。
- ・補助金は予算の範囲内で交付しますので、希望に添えない場合もあります。
- ・事業実施については、交付決定後の着手とし、交付決定前の事前着手は認めません。
- ・単年度事業に対する補助となりますので、複数年の採択を担保するものではありません。
- ・補助対象者が当該補助対象事業について、国、県及び地方自治体等の他の補助金の交付決定を受けた場合は、この制度に基づく補助金は交付しないこととします。

伝統的ものづくりとは・・・

伝統的な技術や技法に基づき、本市の文化や生活様式に深く結び付いてきた盆栽、漆器、石製品、国及び香川県が指定する伝統的工芸品(菓子木型、古式畳、讃岐のり染、讃岐かがり手まり、打出し銅器、左官鏝、讃岐鋳造品、鷲ノ山石工品、肥松木工品、讃岐桶樽、桐箱、欄間彫刻、組手障子、讃岐獅子頭、保多織、理平焼、讃岐提灯、高松和傘、高松嫁入人形、高松張子)

**補助対象事業**

高松市伝統的ものづくりの振興、活性化につながる自主的な意欲のある取組について、以下の区分ごとに、該当する事業を補助対象とします。  
 ただし、いずれの区分においても、事業内容に新規性がが必要です。(既存事業の場合は、従来の事業に加えて内容の拡充等が必要です。)  
 また、事業の成果が一過性のものでなく、将来にわたっての継続性が認められるような事業を優先的に採択することとします。

補助対象事業	内容
販路開拓事業	伝統的ものづくりに係る製品の販路の開拓のために、市外で開催する展示会、小売店等での出店・PR事業
担い手育成事業	伝統的ものづくりに従事する者又は従事しようとする者の経営力及び技術力向上又は技術修得に資する事業(参加・主催を問わない。)

補助率等

補助事業	補助率	上限額
販路開拓事業	3分の2以内	100万円
担い手育成事業	3分の2以内	100万円

\*補助額が10万円に満たない場合は、補助対象事業とはなりません。

※制度の詳細は「高松市伝統的ものづくり振興事業補助金募集要項を御参照下さい。

お問い合わせ先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号  
 高松市 創造都市推進局 産業経済部 産業振興課  
 TEL 087-839-2411 FAX 087-839-2440



# 申請から補助金交付までの流れ

## 補助交付申請

申請受付期間

平成28年6月10日(金)～7月8日(金)まで

### 提出書類

1. 交付申請書(様式第1号)
2. 事業実施計画書(様式第2号)
3. 収支予算書(様式第3号)
4. 市区町村税の滞納がないことの証明書
5. 定款・規約・会則等、団体概要、役員名簿等(個人の場合は不要)
6. 伝統的ものづくりに関する事業を行う者の事業実績を示す書類  
(過去実績がない場合は事業計画書)
7. 事業者等で構成される団体は、構成員の住所及び氏名を記載した名簿
8. その他市長が必要と認める書類

## プレゼンテーション、審査会、採択事業決定

平成28年7月下旬

申請のあった事業のプレゼンテーションを行い、コンペ方式での審査を実施し、優れた事業を採択します。

(必ずしも、全ての事業を採択するものではありません。)

## 交付決定 平成28年8月上旬

## 事業着手時

### 提出書類

補助対象事業着手届(様式第5号)

## 事業完了直後

### 提出書類

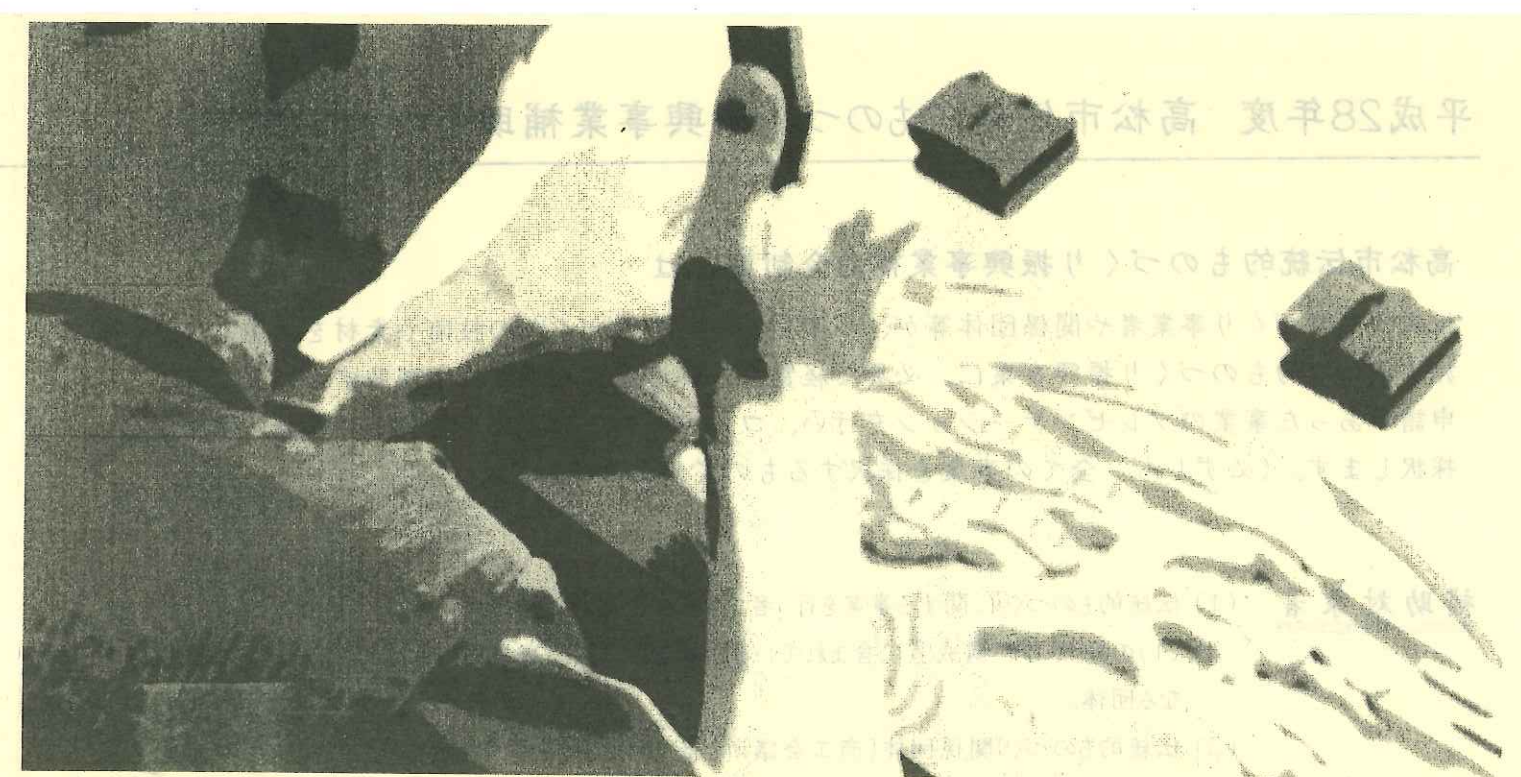
補助対象事業完了届(様式第6号)

## 事業完了

平成29年3月31日まで

### 提出書類

1. 補助対象事業実績報告書(様式第9号)
2. 事業実施状況調(様式第10号)
3. 収支決算書(様式第11号)
4. 補助対象経費に係る契約書、納品書、請求書及び領収書の写し
5. 事業の実施状況を確認することのできる写真
6. その他市長が必要と認める書類



# 高松市

## 伝統的ものづくり振興事業

### 補助金制度のご案内

**募集期間**

平成28年6月10日(金) → 7月8日(金)

